

マージン率等の情報提供について

株式会社TRUST

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。
対象：令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

① 令和7年6月1日付け 派遣労働者数

43人

② 令和7年6月1日付け 派遣先事業所数（実数）

36事業所

③ 令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）労働者派遣に関する料金の額の平均額

33,402円（8時間 全業務平均）

④ 令和6年度（令和 6年4月1日～）派遣労働者の賃金の額の平均額

22,318円（8時間 全業務平均）

⑤ 令和6年度（令和 6年4月1日～令和7年3月31日）マージン率

33%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ (8\text{時間}) \text{当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ (8\text{時間}) \text{当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ (8\text{時間}) \text{当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

マージン率に含まれるもの

- ・当社が負担する労災保険料・雇用保険料・厚生年金保険料・健康保険料等
- ・派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇等に係る費用
- ・営業・管理・採用活動・オフィス賃料等、事業運営に係る諸費用
- ・派遣労働者に係る教育訓練費用
- ・営業利益

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

■ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（全ての派遣労働者）

当該労使協定の有効期間の終期（令和8年3月31日）

□ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容（注）キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

教育訓練内容	実施主体	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
入社時研修	派遣元	OFF-JT	派遣元	有
業務関連動画視聴	派遣元	OFF-JT	派遣元	有
キャリアアップ研修	派遣元	OFF-JT	派遣元	有

キャリア・カウンセリングについてのお問い合わせ 電話番号 06-4309-6848